

国民健康保険特別会計状況調書

1. 被保険者の一部負担割合

- (1) 義務教育就学前 医療費の2割
- (2) 義務教育就学後から70歳未満 医療費の3割
- (3) 70歳以上75歳未満 医療費の2割又は3割
(ただし、平成26年4月1日以前に70歳に達した被保険者は1割又は3割)

※医療費とは保険診療の費用であり、入院時の食事に要する費用等を除く。

2. 国民健康保険税課税額

年度		平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	平成28年度 決算
医療給付費分	所得割	9.1%	9.1%	8.9%
	均等割	30,000円	30,000円	26,000円
	平等割	29,000円	29,000円	25,000円
	課税限度額	540,000円	540,000円	520,000円
	1世帯当たり税額	92,954円	96,179円	91,272円
	1人当たり税額	61,581円	62,510円	59,228円
介護納付金分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%
	均等割	8,700円	8,700円	8,700円
	平等割	5,900円	5,900円	5,900円
	課税限度額	160,000円	160,000円	160,000円
	1世帯当たり税額	22,918円	21,811円	22,554円
	1人当たり税額	19,390円	18,107円	19,179円
後期高齢者支援金分	所得割	2.9%	2.9%	2.8%
	均等割	8,400円	8,400円	7,100円
	平等割	8,300円	8,300円	7,000円
	課税限度額	190,000円	190,000円	170,000円
	1世帯当たり税額	28,202円	29,019円	27,120円
	1人当たり税額	18,684円	18,860円	17,598円

※課税限度額については、地方税法施行令の改正が予定されており、医療給付費分の課税限度額が現行の540,000円から580,000円に引き上げられる予定。

3. 世帯数及び被保険者数（年間平均）

年度		平成30年度 当初予算		平成29年度 当初予算		平成28年度 決算	
医療・後期支援課税対象		前年度比		前年度比		前年度比	
世帯数	世帯	6,829	93.4%	7,315	95.7%	7,397	96.6%
	被保険者数	10,308	91.6%	11,255	99.5%	11,399	95.0%
介護納付金課税対象		前年度比		前年度比		前年度比	
世帯数	世帯	2,341	86.3%	2,713	86.2%	2,810	92.5%
	被保険者数	2,767	84.7%	3,268	95.4%	3,305	91.6%

4. 主な保険者負担額の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	平成30年度 当初予算		平成29年度 当初予算		平成28年度 決算	
	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比
療養給付費	3,673,243	95.9	3,830,033	97.8	3,795,446	98.5
療養費	25,133	111.7	22,492	79.7	22,132	82.7
高額療養費	574,332	88.8	646,844	105.5	638,488	109.2
老人保健拠出金	—	—	14	32.6	21	75.0
後期高齢者支援金等	—	—	609,970	97.3	626,873	96.1
介護納付金	—	—	197,517	104.4	188,746	88.0
計	4,272,708	80.5	5,306,870	98.8	5,271,706	98.9

※老人保健拠出金：平成29年度をもって経過措置が終了。

※後期高齢者支援金等・介護納付金：国民健康保険の都道府県単位化により平成29年度をもって廃止。

5. 歳入歳出予算年度別内訳

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	平成28年度 決算
国民健康保険税	887,027	976,674	935,819
医療給付費分	641,375	708,214	679,985
介護納付金分	56,479	61,911	61,947
後期高齢者支援金分	189,173	206,549	193,887
使用料及び手数料	10	10	0
国庫支出金	10	1,488,873	1,391,503
療養給付費等交付金	—	139,688	161,758
前期高齢者交付金	—	2,121,099	2,316,747
道支出金	4,404,856	415,534	318,016
共同事業交付金	—	1,296,817	1,351,367
財産収入	1	1	0
繰入金	537,660	556,983	498,858
繰越金	5,000	30,000	185,824
諸収入	3,636	3,621	13,453
合 計	5,838,200	7,029,300	7,173,345

※療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金：国民健康保険の都道府県単位化により、平成29年度をもって廃止。

(歳出)

(単位：千円)

科 目		平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	平成28年度 決算
総務費		126,816	145,920	109,345
保険給付費		4,299,082	4,529,943	4,479,060
一般	療養給付費	3,642,061	3,695,690	3,684,725
	療養費	24,987	21,913	21,662
	高額療養費	569,161	617,243	615,613
	移送費	500	500	0
退職	療養給付費	31,182	134,343	110,721
	療養費	146	579	470
	高額療養費	5,171	29,601	22,875
	移送費	500	500	0
その他	審査支払手数料	9,077	9,765	9,015
	出産育児一時金	13,447	16,809	11,639
	葬祭費	2,850	3,000	2,340
国民健康保険事業費納付金		1,263,073	—	—
老人保健拠出金		—	14	21
後期高齢者支援金等		—	609,970	626,873
前期高齢者納付金		—	2,210	454
介護納付金		—	197,517	188,746
共同事業拠出金		10	1,432,288	1,409,652
保健事業費		90,618	92,837	84,580
積立金		1	1	1
公債費		1,000	1,000	0
諸支出金		7,600	7,600	11,583
予備費		50,000	10,000	0
合 計		5,838,200	7,029,300	6,910,315
収支差引		0	0	263,030

※国民健康保険事業費納付金：国民健康保険の都道府県単位化による新規科目。

※老人保健拠出金：平成29年度をもって経過措置が終了。

※後期高齢者支援金等・前期高齢者納付金・介護納付金：国民健康保険の都道府県単位化により、平成29年度をもって廃止。

6. 1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
費用額	3,987,803,495円	4,014,261,984円	4,253,970,242円
対前年度比	99.3%	94.4%	101.1%
1人当たり費用額	349,838円	334,383円	342,620円
対前年度比	104.6%	97.6%	103.3%
受診件数	120,972件	127,959件	129,100件
1件当たり費用額	32,965円	31,371円	32,951円
対前年度比	105.1%	95.2%	102.9%
受診率	1,061.25%	1,065.88%	1,039.79%

※費用額とは、入院、入院外、歯科の診療費をいう。
 ※受診率とは、受診件数÷年間平均被保険者数×100

(参考)

区 分		平成27年度	平成26年度
1人当たり費用額	全 国	270,628円	261,126円
	全 道	296,807円	288,670円

7. 疾病予防等事業

(1) 目的 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と、疾病の早期発見、医療費の適正化を図ることを目的として実施する。

(2) 平成30年度の主な事業内容 (単位：千円)

事業項目	事業内容	予算額
エイズ予防パンフレットの配布	エイズについての正しい知識の普及を図るため、成人祭でエイズ予防に関するパンフレットを配布する。	33
市民プール利用料助成	健康の保持・増進と疾病の重症化予防を図るため、特定健康診査受診者を対象にプールの利用料の一部を助成する。	175
水中運動教室受講料助成	国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防、改善を図るため、特定健康診査受診者を対象に水中運動教室の月額受講料の一部を助成する。	990
脳ドック助成	脳梗塞、くも膜下出血などの早期発見のため、脳ドックの自己負担額の一部を助成する。	4,580
短期人間ドック助成	39歳以下の国民健康保険被保険者に対し、短期人間ドック受診の自己負担額の一部を助成する。(40歳以上は特定健診経費に含む)	729
がん検診料等助成	国民健康保険被保険者に対し、がん検診等の自己負担額の全額を助成する。	4,738
インフルエンザ予防接種助成	国民健康保険被保険者(高齢者)に対し、インフルエンザ予防接種の自己負担額の全額を助成する。	4,869
医療費等通知	国民健康保険被保険者が受診した医療機関や医療費の総額などをお知らせする医療費通知や、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、健康や医療費に対する認識を深める。	3,638
合計		19,752

8. 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 目的 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を医療保険者として実施することが義務付けられている。

- ① 特定健康診査：40歳～75歳未満の被保険者を対象とし、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防につなげる。
- ② 特定保健指導：特定健康診査の結果に基づき、腹囲、体重、検査値、年齢等により階層化し、対象に応じて積極的支援または動機づけ支援を実施する。

(2) 平成30年度予定値

- ・特定健康診査受診者数：2,800件(目標率35%)
- ・健診委託料：51,741千円
- ・特定保健指導実施数：80件(目標率30%)